

平成 27 年 8 月 18 日

各 位

会 社 名 株式会社チャーム・ケア・コーポレーション
 代表者名 代表取締役社長 下 村 隆 彦
 (J A S D A Q ・ コード 6 0 6 2)
 問合せ先 取締役経営管理部長 里 見 幸 弘
 電話 06-6445-3389

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 8 月 18 日開催の取締役会において、下記のとおり「定款の一部変更の件」を平成 27 年 9 月 25 日開催予定の当社第 31 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 今後の事業展開に備えるために、現行定款第 2 条（目的）に変更を加えるものです。
- (2) 平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）により、責任限定契約を締結できる役員の範囲が変更されましたので、新たに責任限定契約を締結できる業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮し、適切な人材を広く招聘できるよう、現行定款第 30 条（社外取締役との責任限定契約）及び第 40 条（社外監査役との責任限定契約）を一部変更するものです。

なお、第 30 条（社外取締役との責任限定契約）の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更内容は以下のとおりです。

（下線は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
(商号) 第 1 条 (条文省略)	(商号) 第 1 条 (現行どおり)
(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 介護保険法に基づく居宅サービス事業及び介護予防サービス事業 (2) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業及び介護予防支援事業 (3) 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業 (4) 有料老人ホームの設置運営	(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) (現行どおり) (2) (現行どおり) (3) (現行どおり) (4) <u>有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置運営</u>

<p>(5) 身体障害者福祉法に基づく身体障害者居宅介護等事業</p> <p>(6) 高齢者、身体障害者に対する介護等に関する業務</p> <p>(7) 高齢者、身体障害者への機能回復訓練及びコンサルティング</p> <p>(8) 配食サービス事業</p> <p>(9) 給食及び給食管理業務</p> <p>(10) 労働者派遣事業法に基づく労働者派遣事業</p> <p>(11) 人材育成のための教育事業及びコンサルティング業務</p> <p>(12) 経営合理化等に関するコンサルタント業 (新設) (新設)</p> <p>(13) 前各号に附帯関連する一切の業務</p> <p>第3条～第29条 (条文省略)</p> <p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第30条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任に関し、法令が定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</p> <p>第31条～第39条 (条文省略)</p> <p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第40条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任に関し、法令が定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</p> <p>第41条～第47条 (条文省略)</p>	<p>(5) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス</u></p> <p>(6) <u>高齢者、障害者に対する介護、自立支援等に関する事業</u></p> <p>(7) (現行どおり)</p> <p>(8) (現行どおり)</p> <p>(9) (現行どおり)</p> <p>(10) (現行どおり)</p> <p>(11) (現行どおり)</p> <p><u>(12) 介護事業全般に関するコンサルタント業</u></p> <p><u>(13) 不動産の売買・賃貸・仲介及び管理</u></p> <p><u>(14) 介護保険適用外の居宅介護、生活支援サービス等の提供</u></p> <p><u>(15)</u> (現行どおり)</p> <p>第3条～第29条 (現行どおり)</p> <p>(<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との責任限定契約)</p> <p>第30条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、同法第423条第1項の賠償責任に関し、法令が定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</p> <p>第31条～第39条 (現行どおり)</p> <p>(<u>監査役との責任限定契約</u>)</p> <p>第40条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任</u>に関し、法令が定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</p> <p>第41条～第47条 (現行どおり)</p>
---	---

3. 日程

- ・定款変更のための定時株主総会開催日 : 平成27年9月25日(予定)
- ・定款変更の効力発生日 : 平成27年9月25日(予定)